

## 5 関係法令等

国の廃棄物に関する法体系は、図 3-8 に示すとおりです。

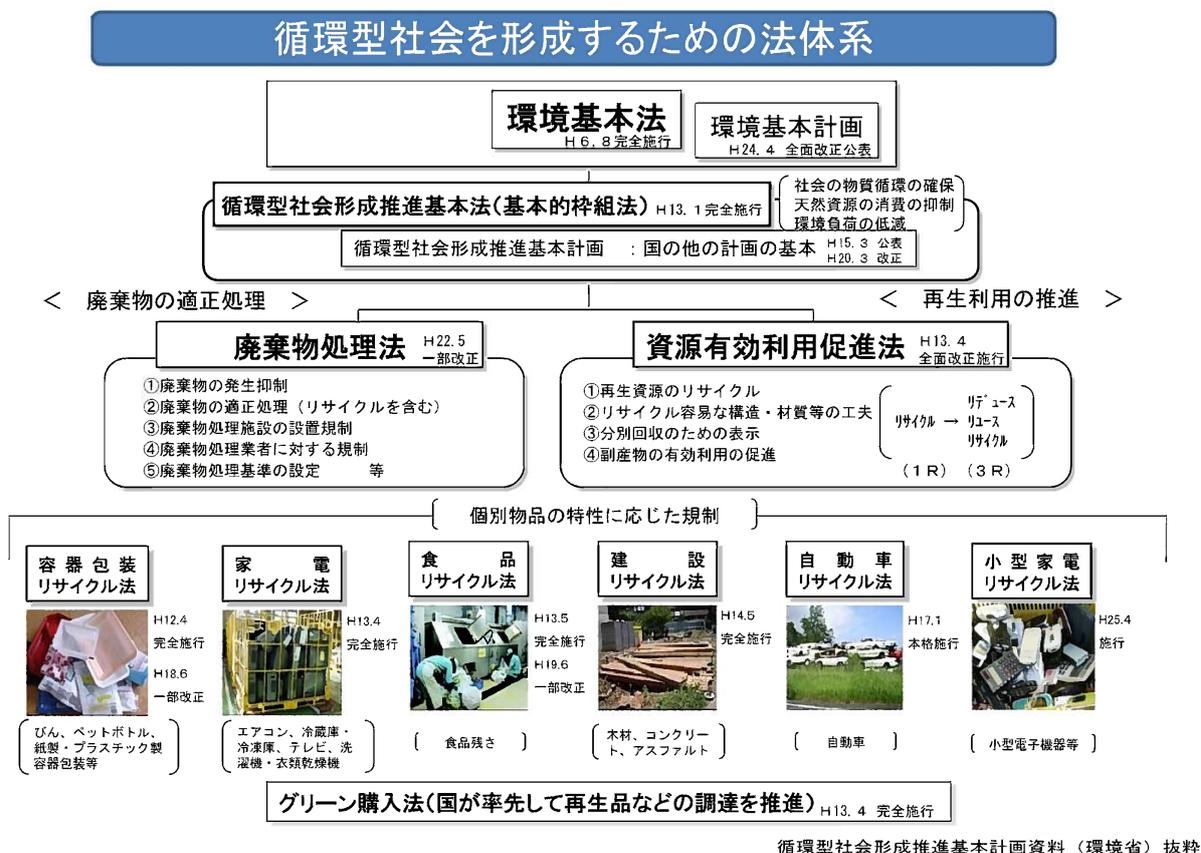


図 3-8 循環型社会を形成するための法体系

### (1) 国の廃棄物に関する計画

#### 循環型社会形成推進基本計画

策定機関	国
策定期期	2018（平成30）年6月
計画期間	2018（平成30）年度～2025（平成37）年度
概要	<p>循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものです。（2018年（平成30）6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組</li> <li>2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</li> <li>3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</li> <li>4. 適正処理の推進と環境再生</li> <li>5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築</li> <li>6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進</li> <li>7. 循環分野における基盤整備</li> </ol>



	<p>実現に向けて、各種取組を推進しています。</p> <p>平成27年8月に廃棄物処理法が改正され、災害廃棄物対策を同計画に盛り込むこととされました。あわせて、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」も見直されたことから、現計画を改定し、平成37年度を目標年度とする計画を策定しています。</p> <p>(2) 改定のポイント</p> <p>取組項目の明確化 → 重点取組の設定</p> <p>頻発する自然災害への対応 → 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(3) 施策の基本方針</p> <p>① 循環型社会と低炭素社会の実現に向けた統合的な取組の推進</p> <p>② 適正処理の確保</p>
目 標 値	<p>一般廃棄物の減量化目標の設定</p> <p>○ 重点目標</p> <p>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※</p> <p>2020(平成32)年度目標 483g/人日</p> <p>2025(平成37)年度目標 463g/人日</p> <p>最終処分量</p> <p>2020(平成32)年度目標 198千t &lt;△28%&gt;</p> <p>2025(平成37)年度目標 185千t &lt;△32%&gt;</p> <p>○ 目標</p> <p>排出量</p> <p>2020(平成32)年度目標 1,789千t &lt;△12%&gt;</p> <p>2025(平成37)年度目標 1,706千t &lt;△16%&gt;</p> <p>1人1日当たりの事業系ごみ排出量※</p> <p>2020(平成32)年度目標 266g/人日 &lt;△13%&gt;</p> <p>2025(平成37)年度目標 241g/人日 &lt;△21%&gt;</p> <p>再生利用率</p> <p>2020(平成32)年度目標 20%</p> <p>2025(平成37)年度目標 22%</p> <p>ごみ発電能力</p> <p>2020(平成32)年度目標 113.074kw &lt;+10%&gt;</p> <p>2025(平成37)年度目標 118.124kw &lt;+15%&gt;</p> <p>※ 資源ごみを除く。</p> <p>(注) &lt; &gt; 括弧内は基準年度(平成24年度)比</p>

## 6 計画の検証

### (1) 中間目標値と実績値の比較

#### ① ごみ減量の中間目標値と実績値の比較

2017（平成29）年度における、1人1日当たりのごみの排出量の実績値は、753gと基準値よりも45g減少し、中間目標値比は目標値より62g多く達成していない状況です。

全国、兵庫県平均値との比較では、平成28年度の一般廃棄物実態調査結果（2018（平成30）年4月公表）で、全国925g、兵庫県941gに対し、加東市は724gといずれも200g以上下回り、1人1日当たりのごみの排出量は、少ないという結果になっています。

区 分	2010(H22) 基準値	2017(H29)			
		目標値	実績値	中間目標値比	
				増減	増減率
1人1日当 たりのごみ 排出量	798g /人・日	691g /人・日	753g /人・日	62g /人・日	9.0%

表3-12 ごみ減量の中間目標値と実績値の比較

目標を達成するために必要となるごみ排出量の削減率（2010（平成22）年度比）（以下、「排出抑制率」という。）の中間目標値と実績値の比較として、生活系と事業系に分けて表3-13 に示しています。

2017（平成29）年度における、事業系の排出抑制率は、中間目標値比△27.74%と目標値を達成しませんでした。

一方、生活系の排出抑制率は、目標値1.44%を上回り達成しました。

〔算出式〕 排出抑制率＝2010(H22)のごみ排出量×排出抑制率(%)

※ 生活系ごみは1人1日あたりのごみ排出量で、事業系ごみは1日あたりのごみ排出量で見た場合の排出抑制率を設定します。

区 分	2010(H22) 基準値	2017(H29)		
		目標値	実績値	中間目標値比
生活系	546g/人・日	10.10% <491g>	11.54% <483g>	1.44%
事業系	252g/人・日	20.60% <200g>	△7.14% <270g>	△27.74%

表3-13 排出抑制率の中間目標値と実績値の比較

#### ② 資源化

1人1日当たりのごみ資源化量は、中間目標値比△60gと目標値を達成しませんでした。

また、リサイクル率においても、中間目標値比△6.9ポイントと目標値を達成しませんでした。兵庫県、全国平均と比較してもリサイクル率は低い状況となりました。

区 分	2010(H22) 基準値	2017(H29)			
		目標値	実績値	中間目標値比	
				増減	増減率
1人1日当たりの総資源化量※1	150g /人・日	158g /人・日	98g /人・日	△60g /人・日	△38.0%
リサイクル率※2	15.0%	20.2%	13.3%	△6.9ポイント	—

※1 総資源化量（資源化量合計＋集団回収量）

※2 リサイクル率（資源化量合計＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）

表3-14 資源化の中間目標値と実績値の比較

## （2）施策の実施状況

施策の内容		実施状況
基本目標Ⅰ ごみ減量とリサイクルの推進	ごみ発生・排出抑制の推進	生ごみの水切りの徹底、マイバッグ持参運動の推進、3R意識の向上を図る等ごみの排出抑制に取り組みました。
	ごみ減量に向けた意識啓発	ごみ減量・リサイクル懇談会の開催、ごみ減量化の意識の高揚を図るためイベントへ参加、ごみ減量に向けた環境学習を実施しました。
	資源ごみの分別の徹底	広報やホームページ、ごみ減量・リサイクル懇談会等を通じて、正しい資源分別の方法や資源ごみの拠点回収の利用に関する情報の提供を行い、リサイクルの意識の高揚を図りました。
	資源化の拡大	資源ごみ集団回収運動の助成、粗大ごみ・小型家電回収の実施および小型家電回収ボックスの設置により、資源化の推進を図りました。
基本目標Ⅱ 安全で適正な収集・処理体制の推進	安全で効率的な収集運搬体制の確立	びん・ペットボトルの収集運搬を民間委託から市直営に変更し、ごみ処理経費の負担軽減を図りました。
	安全で適正な処理体制の推進	ごみ処理施設の円滑な運営と適正管理を行うとともに、資源ごみ積替・保管施設の活用により効率的な収集運搬体制とリサイクルの推進に取り組みました。
基本目標Ⅲ 環境美化対策の推進	環境美化対策の推進	不法投棄や野焼き防止への取組、クリーンキャンペーンの実施やごみステーションの適切な維持管理等、地域や団体の自主的な環境美化活動を支援しました。

## 7 課題の整理

課題として、①排出、②中間処理、③最終処分、④広域化の4項目に分けて整理すると、以下に示すとおりとなります。

	課題	検討項目
① 排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、全国平均値より下回っているものの、目標の排出抑制率に達していません。</li> <li>・ごみの組成分析結果では、水分比が38.6%と多く、水分がまだまだ含まれています。</li> </ul>	<p>減量化を推進するとともにごみの排出抑制に取り組む必要があります。</p> <p>【生活系】生ごみの水切りや食品ロス削減、ごみの分別の推進、3R意識の向上に向けた普及啓発</p> <p>【事業系】事業所等に対し食品ロス削減や3Rの普及啓発</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ、不燃ごみのなかに資源ごみが含まれています。(紙、布類52%)</li> <li>・PTA等の資源ごみ集団回収量が、2008(平成20)年度まで増加傾向でしたが、それ以降減少しています。</li> </ul>	<p>資源ごみの適正排出に取り組む必要があります。</p> <p>【生活系】容器包装リサイクルの徹底および古紙の再生利用の促進、資源ごみ集団回収への取組支援</p> <p>【事業系】事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの削減</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社・東条地域と滝野地域の2つの区域に分けてごみ処理を行っています。</li> <li>・ごみ処理に係るコストが、工事・調査費の増額から、2016(平成28)年度には人口1人当たりのごみ処理費用が9,426円となり、前年と比較すると1,321円増加しています。</li> </ul>	<p>市民サービスを平準化し、ごみ処理経費の削減が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域のごみ処理の一元化</li> </ul>
② 中間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野クリーンセンターのごみ焼却施設は、2基が稼働後29年を経過し、1基が20年を経過しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の更新には、莫大な経費が掛かるため、既設施設の延命化を図る必要があります。</li> </ul>
③ 最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『システム分析』によると、「廃棄物のうち最終処分される割合」が、都市I-2の平均値9.9%に対して、加東市は11.2%となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分量の削減に努めていく必要があります。</li> </ul>

<p>④ 広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『兵庫県廃棄物処理計画』（2018（平成30）年8月兵庫県）ごみ処理広域化の基本指針に基づき、広域化に向けた関係市町と調整することが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域処理体制について、関係市町との協議、調整を継続的に行っていく必要があります。</li> </ul>
--	--

## 第4章 計画の目標

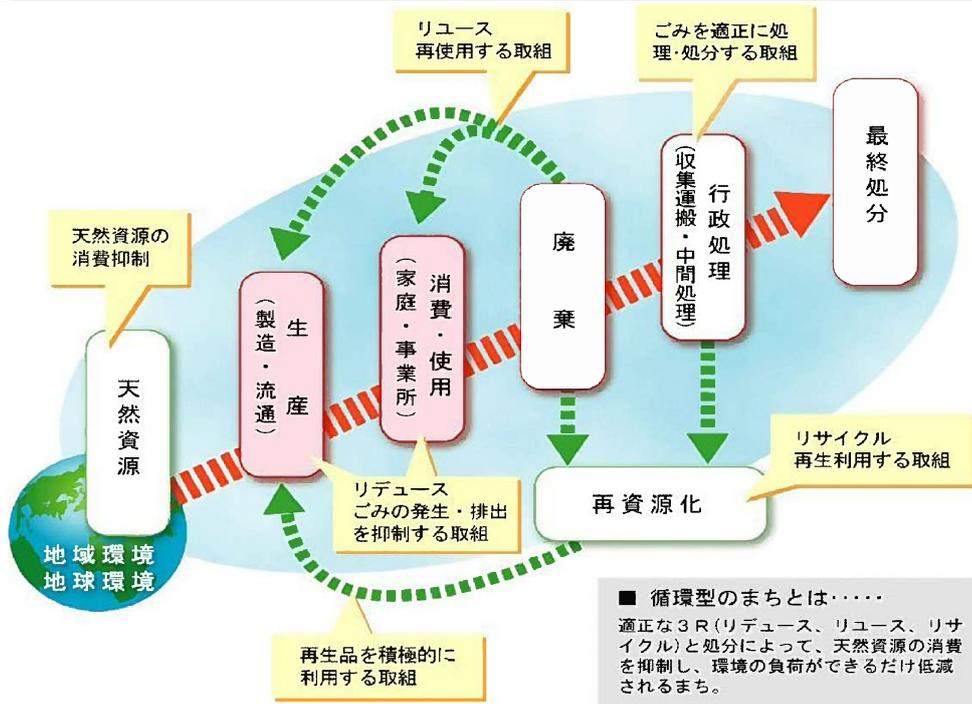
### 1 基本理念

豊かで恵み多き資源を有する加東の地は、そこに生きた人々があたりまえのこととして豊かな自然を次世代へ手渡してきました。このまちを持続し発展させながら次世代に引き継ぐことが大切であり、“気づき”を大切に、環境意識を高め協働と参画の精神に満ちあふれた誇り高き“環境びと”が集うまちづくりを目指す、そのための行動が求められています。

#### 基本理念

「誇り高き“環境びと”が集うまちづくりをめざして」  
 ～すばらしい環境を次世代に引き継ぐために～

次代の子供たちからあずかっている加東の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、私たちの先人が培ってきた意識を継承し、市民、事業者、市が一体となって持続可能な循環型のまちづくりをめざします。



## 2 基本目標

市民、事業者、市のそれぞれの主体が自らの役割と責任を認識し、ごみの減量、資源化の推進に努め、限りある資源を有効活用することで、循環型社会を目指します。また、排出されるごみや資源を適正に処理し、衛生的で住みよい環境づくりを目指します。

### 基本目標Ⅰ：ごみ減量とリサイクルの推進

各家庭、事業所からごみの発生・排出を抑制することは、ごみの排出量の削減のみならず、リサイクル率の向上、最終処分量の削減や処理費用の低減にもつながります。ごみの排出抑制のために、市民、事業者一人ひとりの意識向上が必要となります。

市は、積極的な情報提供や広報・啓発を行い、市民・事業者の循環型社会実現についての理解を促進し、自主的な取組を支援します。具体的には、市民にはごみになるものを家庭に持ち込まない行動や使い捨て商品の使用の自粛など、これまでのライフスタイルの見直しに有効な啓発を推進します。事業者には使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛など、製造や流通販売の段階での環境配慮を行っていくことが必要であり、このための啓発も推進します。

ごみの排出時に、まず、資源になるものかどうかを確認し、資源化可能なものは資源にすることが重要です。

市は、市民、事業者がごみとして排出を避け、可能な限り資源化に取り組むよう、啓発活動を推進します。

- ① ごみの発生・排出抑制の推進
- ② ごみの減量に向けた意識啓発
- ③ 資源ごみの分別の徹底
- ④ 資源化の拡大

### 基本目標Ⅱ：安全で適正な収集・処理体制の推進

ごみを衛生的かつ安全に処理するために、地球温暖化対策に配慮しながら、ごみの収集運搬から最終処分に至るまでの効率的な処理体制を推進します。

また、災害時などの迅速な公衆衛生確保に向けたごみ処理体制の整備に努めます。

- ① 安全で効率的な収集運搬体制の確立
- ② 安全で適正な処理体制の推進

### 基本目標Ⅲ：環境美化対策の推進

環境美化や環境保全に対する意識を高めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止、クリーンキャンペーンなど、地域ぐるみで取り組む環境美化活動を推進します。

- ① 環境美化対策の推進

### 3 目標値

目標値を以下に示すとおり、①ごみ減量と②資源化で設定します。

#### ① ごみ減量

1人1日当たりのごみ排出量を、2022（平成34）年度に710g/人・日为目标とします。

これは基準値より約88g/人・日、11.0%の減量となります。

区 分	2010(H22) (基準)	2017(H29) (中間実績)	2022(H34) (目標)
1人1日当たりのごみ排出量	798g/人・日	753g/人・日	710g/人・日

表 4-1 ごみ減量の目標値

目標を達成するために必要となるごみ排出量の削減率（2010（平成22）年度比）を排出抑制率として、表4-2 に示すとおり設定します。なお、生活系ごみは1人1日あたりのごみ排出量で、事業系ごみは1日あたりのごみ排出量で見た場合の排出抑制率を設定します。

〔算出式〕 排出抑制量＝2010(H22)のごみ排出量×排出抑制率(%)

区 分	2010(H22) (基準値)	2017(H29) (中間実績)	2022(H34) (目標削減率)
生活系	546g/人・日	11.54% <483g>	13.92% <470g>
事業系	252g/人・日	△7.14% <270g>	4.76% <240g>

表 4-2 排出抑制率

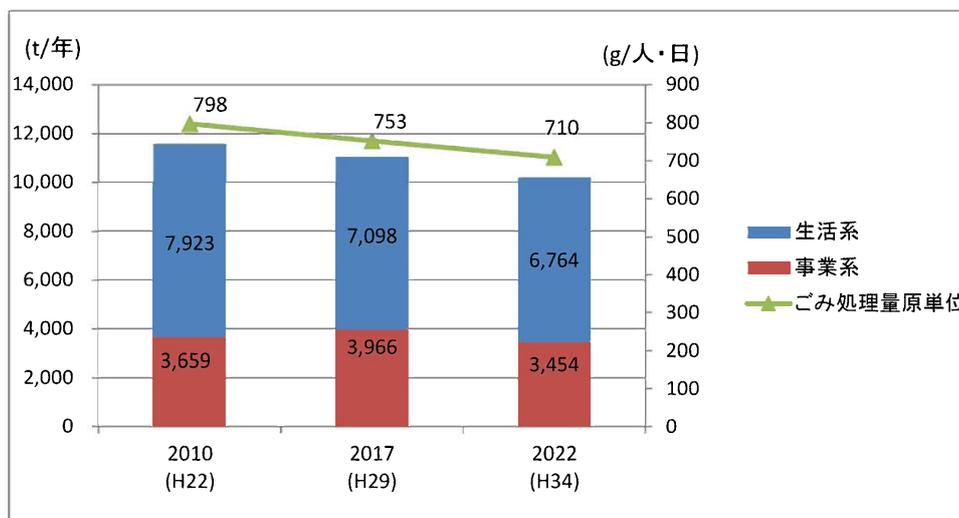


図 4-1 ごみ処理量の目標値（集団回収量を含む）

## ② 資源化

1人1日当たりの総資源化量を、2022（平成34）年度に149g/人・日为目标とします。これは中間実績値より51g/人・日の増加となります。

また、リサイクル率は20.0%を目指します。

区 分	2010(H22) (基準)	2017(H29) (中間実績)	2022(H34) (目標)
1人1日当たりの総資源化量※1	150g/人・日	98g/人・日	149g/人・日
リサイクル率※2	15.0%	13.3%	20.0%

※1 総資源化量（資源化量合計＋集団回収量）

※2 リサイクル率（資源化量合計＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）

表 4-3 資源化の目標値

## 4 ごみの発生量および処理量の見込み

### (1) 人口の将来予測

将来人口は、『加東市総合計画』（2018（平成30）年3月策定）の値との整合を図り、図4-2に示すとおりとします。

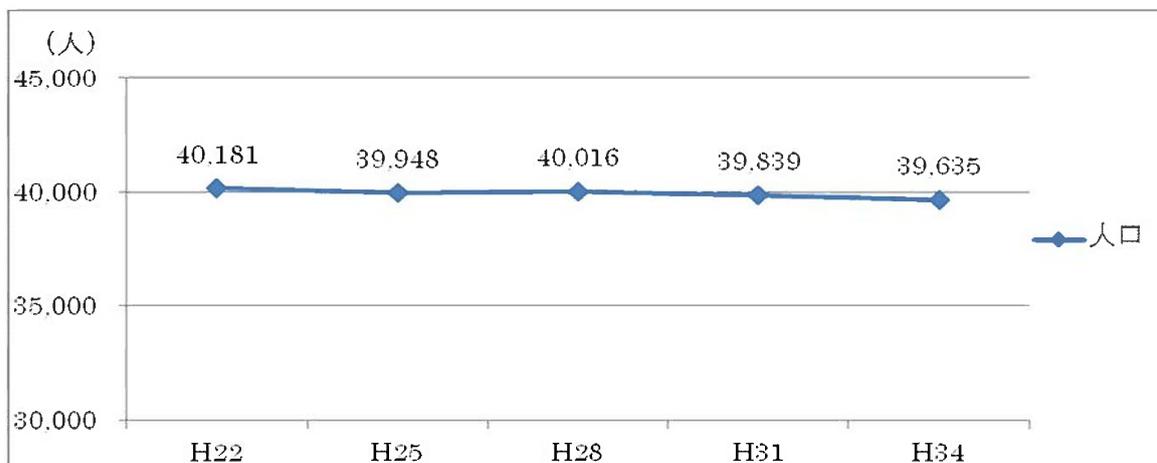


図 4-2 人口の将来推計

### (2) ごみ発生量の将来推計

将来的に新たな取組等を行わず、現状のまま推移した場合のごみ排出量をごみ発生量として推計します。ごみ発生量の推計結果は、図4-3に示すとおりとなります。

ごみ発生量の将来推計における2022（平成34）年度のごみ総排出量は、10,318tとなり、2010（平成22）年度値と比較すると、201t、2.0%の増加を見込んでいます。1人1日当たりのごみ排出量においては、717g/人・日となり、2.9%の増加を見込んでいます。

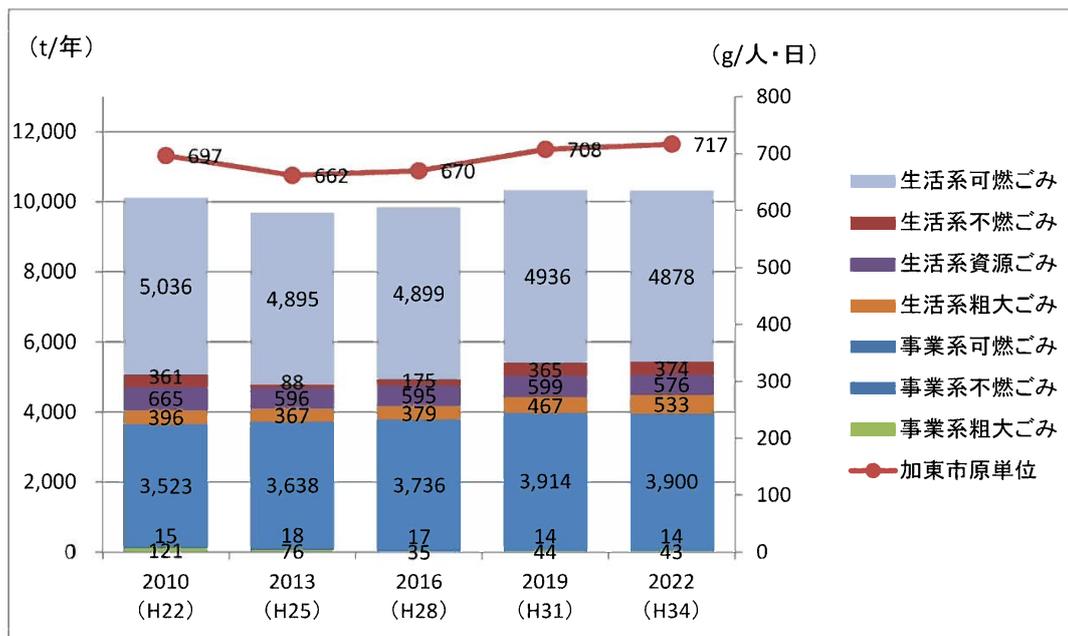


図4-3 ごみ発生量の将来推計（集団回収量を除く）

### (3) ごみ処理量の将来推計

今後実施する減量・資源化施策による効果などを考慮し、目標を達成した将来のごみ排出量をごみ処理量として推計します。ごみ処理量の推計結果は、図4-4 に示すとおりとなります。

ごみ処理量の推計結果における2022（平成34）年度のごみ総排出量は、9,429 tとなり、2010（平成22）年度値と比較すると、690 t、6.8%の減少を見込んでいます。1人1日あたりのごみ排出量においては、655 g/人・日となり、6.0%の減少を見込んでいます。

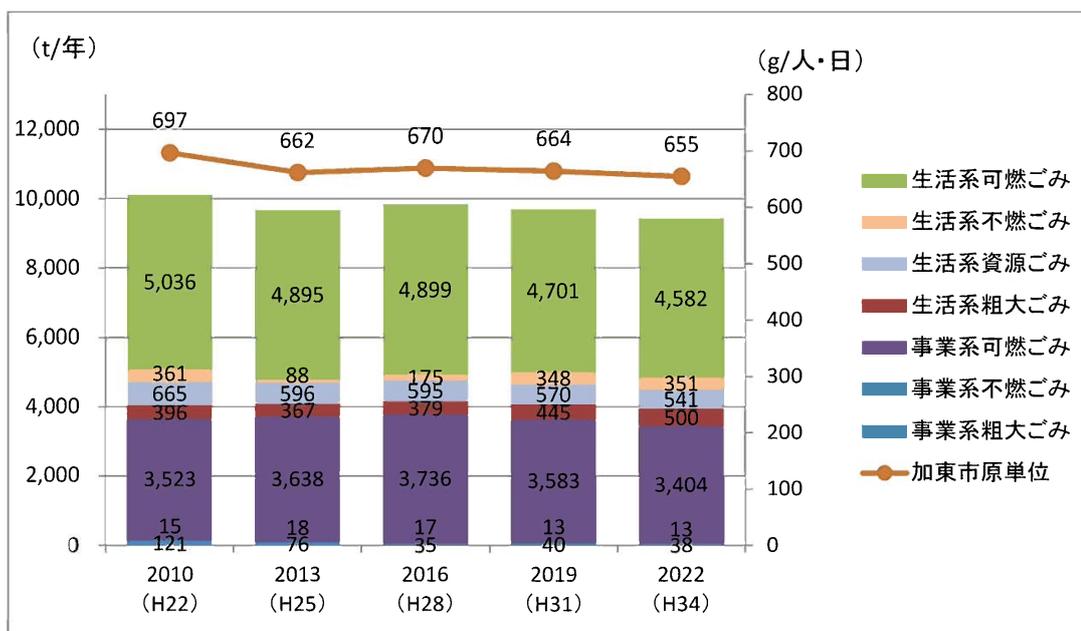


図4-4 ごみ処理量の将来推計（集団回収量を除く）

1 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制のためには、市、市民、事業者が一体となって、ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいく必要があります。したがって、ごみの減量・資源化に向けた市民、事業者、市の行動について以下に取りまとめます。

市民	事業者	市
市民は、廃棄物の発生抑制を意識し、ごみの減量・資源化に取り組み、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていきます。循環的な利用ができない廃棄物については、適正に処理されるよう、分別の徹底を図ります。	事業者は、自らの事業活動に伴い発生する廃棄物等の発生・排出抑制、資源の循環的な利用に積極的に取り組みます。	市は、積極的な情報提供や広報・啓発を行い、市民・事業者に対し、循環型社会の実現についての理解を促進し、自主的な取組を支援します。

表 5-1 市民・事業者・市の役割

(1) ごみ減量とリサイクルの推進

市民一人ひとりが、家庭・事業所から発生するごみの発生・排出抑制に取り組み、ごみ排出の少ない社会を目指します。

また、限りある資源を有効に利用するため、資源化可能なものはしっかり分別し、資源循環型社会の推進を目指します。

① ごみの発生・排出抑制の推進

各家庭、事業所からごみの発生・排出を抑制することは、ごみの排出量の削減のみならず、リサイクル率の向上、最終処分量の削減や処理費用の低減にもつながります。

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生ごみは多くの水分を含んでいるため、水切りを徹底しましょう。</li> <li>○ 生ごみの堆肥化など自家処理を進めましょう。</li> <li>○ 必要のないものやすぐにごみとなるものは買わないようにしましょう。</li> <li>○ 買い物の時にはマイバッグを持参しましょう。</li> <li>○ 簡易包装商品やばら売り商品などを選択するよう心掛けましょう。</li> <li>○ 食べ残しをなくし、食べ物を賞味・消費期限内に消費し、生ごみとして出さないようにしましょう。</li> <li>○ 家具・家電などを購入する際は、丈夫な商品を選び、壊れたら修理し長く利用しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 量り売りや包装の簡素化など、ごみが出にくい販売方法を採用しましょう。</li> <li>○ マイバッグ運動の推進など、家庭のごみを減らす取組を支援しましょう。</li> <li>○ 食品ロス削減について、食べきり運動等の普及啓発により、食べ残しが減る</li> </ul>

	<p>よう進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商品の利用や廃棄段階で、ごみになりにくい製品の製造・販売を進めましょう。</li> <li>○ 事業活動によって発生する廃棄物の削減を徹底しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみの排出状況について調査し、効果的な減量方法を検討します。</li> <li>○ 食品リサイクル法を周知・徹底します。</li> <li>○ 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制のため、事業者や市民へ呼びかけます。</li> <li>○ 多量排出事業所のごみ減量対策を指導・強化します。</li> <li>○ 商工会等関係団体との連携を強化します。</li> <li>○ 一般廃棄物収集運搬業許可業者によって持ち込まれる搬入物の展開検査を実施します。</li> <li>○ ごみとなるレジ袋の削減のためマイバック持参運動を推奨します。</li> <li>○ ごみの減量化・資源化のため3R運動を推進します。</li> </ul>

② ごみ減量に向けた意識啓発

市民や事業者がごみに対する理解を深め、自主的なごみ減量の取組を促進するため、情報提供や広報・活動を行います。

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭内で協力し合い、ごみの減量に向けたライフスタイルの転換を図りましょう。</li> <li>○ 環境保全やごみに関する市民参加型のイベントなど積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所内で発生するごみについて減量努力を徹底しましょう。</li> <li>○ 環境に対する取組と、自主的な廃棄物の減量やリサイクルを促進するため、ISOなど環境マネジメントシステムを有効活用しましょう。</li> <li>○ 顧客に対しマイバッグの利用など、ごみを減らす購入方法についてPRしましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民啓発活動を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域、環境団体や大学等との協働による啓発活動を推進します。</li> <li>・ ごみの減量方法や適正な排出方法など、情報提供や広報・啓発により周知を図ります。</li> <li>・ 市民参加型のイベント等を通じて、ごみ減量化への意識高揚を図ります。</li> <li>・ ごみ減量に向けた環境学習の推進を図ります。</li> <li>・ 環境マネジメントシステムや拡大生産者責任を広報・啓発します。</li> </ul> </li> </ul>

③ 資源ごみの分別の徹底

資源の有効利用に向け、ごみを排出する際に分別の徹底に努めます。

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 可燃ごみ、不燃ごみに資源ごみが混入しないよう、家庭内でごみ箱を分けるなど分別を徹底しましょう。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正しい分別方法について家庭内で話し合しましょう。</li> <li>○ 古紙などの資源ごみは、資源ごみ集団回収や民間回収業者等を積極的に活用し、資源としての再使用に努めましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所内での分別徹底に向け、社内教育に努めましょう。</li> <li>○ 効率的な古紙回収ルートを構築するなど、紙ごみの分別を徹底しましょう。</li> <li>○ 顧客用資源リサイクルボックスを用意するなど、顧客が排出する資源の分別を推進しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源ごみ分別収集を行い、適正な再資源化・再商品化を行います。</li> <li>○ 正しい資源分別の方法や資源ごみの拠点回収などの利用に関する情報提供に努めます。</li> <li>○ 古紙の再生利用の促進を行います。</li> <li>○ 広報等を通じて分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報提供を行い、リサイクルの意識高揚を図ります。</li> <li>○ ごみの適正な分別について、環境学習を通じて意識高揚に努めます。</li> </ul>

#### ④ 資源化の拡大

各主体で、分別した資源の適正な排出および処理に努め、資源化を推進します。

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源ごみ集団回収運動に積極的に参加しましょう。</li> <li>○ 地区単位で資源ごみ回収ボックスを設置しましょう。</li> <li>○ 資源ごみ拠点回収を積極的に活用しましょう。</li> <li>○ 廃食用油の回収拠点箇所数を増やしましょう。</li> <li>○ フリーマーケットなど、不用になったもののリサイクル活動を実践しましょう。</li> <li>○ 廃棄した後も再利用や再資源化ができる商品を購入しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ペットボトルなど、資源の店頭回収を進めましょう。</li> <li>○ 事業所内で発生する資源ごみは、再資源化業者などの活用や独自の再資源化処理の実施など、積極的なリサイクルを推進しましょう。</li> <li>○ 再生紙の活用など、グリーン購入を実践しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源ごみ集団回収運動の助成を継続し、積極的な取組を支援します。</li> <li>○ 資源ごみ拠点回収による周知・徹底を図り、ごみステーションの見直しを検討します。</li> <li>○ 各種リサイクル法による再資源化を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政で使用する資材や備品などは、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。</li> <li>・市民・事業者によるグリーン購入を促進します。</li> </ul> </li> <li>○ 小野クリーンセンターから排出される焼却灰等の一部をセメントリサイクル事業に活用します。</li> <li>○ スリム・リサイクル回収を推進します。</li> </ul>

## (2) 安全で適正な収集・処理体制の推進

ごみを衛生的かつ安全に処理するために、地球温暖化対策に配慮しながら、ごみの収集運搬から最終処分に至るまでの効率的な処理体制を推進します。

### ① 安全で効率的な集運搬体制の確立

収集運搬は、ごみの排出量の変化などに応じて効率的に行います。また、収集運搬で発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスにも配慮します。

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収集運搬が効率的に行えるよう、ごみの適正な分別および排出を徹底しましょう。</li> <li>○ ごみの排出抑制の推進、資源ごみ回収などの活用により、ごみの排出量を可能な限り少なくしましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみの排出量の削減により、運搬時における環境負荷を低減しましょう。</li> <li>○ 収集運搬許可業者などと連携しながら、効率的な運搬を実施しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な収集運搬体制の整備を図ります。</li> <li>○ 環境負荷の少ない収集車両を導入するなど、地域環境に配慮した収集運搬体制を推進します。</li> <li>○ 資源ごみの効果的な拠点回収について検討します。</li> </ul>

### ② 安全で適正な処理体制の推進

本市の中間処理は、小野加東加西環境施設事務組合が中心となって行っていますが、施設で適正な処理を維持できるよう、ごみの適正排出を推進します。

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出されたごみがどのように処理されているか、市の情報などを基に把握しましょう。</li> <li>○ 施設において適正かつ効率的な処理・処分が行えるよう、ごみの適正な分別排出を徹底しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市に排出するごみについては、施設において適正かつ効率的な処理・処分が行えるよう、社内教育などを通して、ごみの適正な分別排出を徹底しましょう。</li> <li>○ 民間事業者などに収集および処理・処分を委託する場合にも、安全かつ適正に処理されるよう排出者としての責任を果たしましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民、事業者に対し、施設における処理方法や、分別の意義、ごみの適正排出方法などに関する情報提供や広報・啓発に努めます。</li> <li>○ 中間処理施設や最終処分場など、新規施設整備には、莫大な費用と用地の確保などが必要となることから、現有施設の長期利用ができるよう、処理先の施設と情報連携を図ります。</li> <li>○ 近隣自治体と相互協力・連携して、適正なリサイクルやごみ処理体制の確保に努めます。</li> <li>○ 民間施設等を利用した再資源化を推進します。</li> </ul>

### (3) 環境美化対策の推進

環境美化や環境保全に対する意識を高めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止、クリーンキャンペーンなど、地域ぐるみで取り組む環境美化活動を推進します。

#### ① 環境美化対策の推進

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみやたばこのポイ捨てをしないよう徹底しましょう。</li> <li>○ ペットの飼い主は、責任を自覚しマナーを守りましょう。</li> <li>○ 地域の環境美化活動などに積極的に参加、協力しましょう。</li> <li>○ クリーンキャンペーンなど、地域の環境美化活動に取り組み、水路や道路側溝などを衛生的に管理しましょう。</li> <li>○ ごみの不法投棄撲滅策を地域でも検討しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境を意識した事業活動を推進しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不法投棄のない環境づくりのため、環境団体等との協働による取り組みを推進し、それぞれの役割分担に基づく対等なパートナーシップを確立するとともに、活動支援を積極的に展開します。</li> <li>○ 監視パトロール充実のための制度等を検討します。</li> <li>○ 不法投棄発生時に迅速な対応をするため、関係機関（県、警察）と連携し、不法投棄対応マニュアルを作成します。</li> </ul>

## 2 分別して収集するものとしたごみの種類および分別の区分

ごみの分別区分は、全地域において表5-2に示すとおりとし、今後、ごみ質の変化等に伴い、必要に応じて、分別区分を変更します。

(全地域)

分別区分	ごみの内容
燃えるごみ	生ごみ、革・布製品、木くず、複合したプラスチック類、その他化学製品、紙くず、衣類、その他
容器包装プラスチック	「プラ」マークが付いているプラスチック製の容器・包装 プラマークがない場合は①物を入れるもの、または、包むもの ②中身が商品③商品を消費したら不要になるもの、3点すべてに該当するもの
硬質プラスチック	上記以外のプラスチック製品
びん	無色・茶色・その他色で、飲んだり食べたりするものが入っていたびん
ペットボトル	「ペット1」マークが付いているペットボトル
缶・小型金属類	アルミ・スチール缶、なべ、包丁などの小さな金属
乾電池	ボタン型・充電式電池以外の乾電池
蛍光灯・電球	蛍光灯、電球
不燃ごみ	陶器、鏡、ガラス

表5-2 ごみの分別区分

### 3 ごみの適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項

#### (1) 収集・運搬計画

##### ① 収集・運搬体制

収集・運搬の管理体制は、生活系ごみは市が主体となり行い、事業系ごみは事業者の責任において行います。基本は直営とし、部分的に民間委託も検討します。

##### ② 収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される生活系ごみについて定められた分別区分と排出方法に則り排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。

収集頻度については、滝野地域は変更が生じますが、排出量や市民サービスの向上、収集の効率化等の面から、必要に応じて見直しを検討します。

(全地域)

分別区分	収集方式	収集頻度	排出方法	収集運搬体制
燃えるごみ	ステーション方式	週2回	指定のごみ袋	直営又は委託
容器包装プラスチック	ステーション方式	週1回	指定のごみ袋	直営又は委託
硬質プラスチック	ステーション方式	月1回	指定の容器	直営又は委託
びん(無色、茶色、その他)	ステーション方式	月1回	指定の容器	直営又は委託
ペットボトル	ステーション方式	月1回	指定の容器	直営又は委託
缶・小型金属類	ステーション方式	月1回/2回	指定の容器	直営又は委託
乾電池	ステーション方式	月1回	指定の容器	直営又は委託
蛍光灯・電球	ステーション方式	月1回	指定の容器	直営又は委託
不燃ごみ	ステーション方式	月1回	指定の容器	直営又は委託

表 5-3 収集方式等

##### ③ 収集・運搬量

将来の収集・運搬量は図 5-1 に示すとおりです。

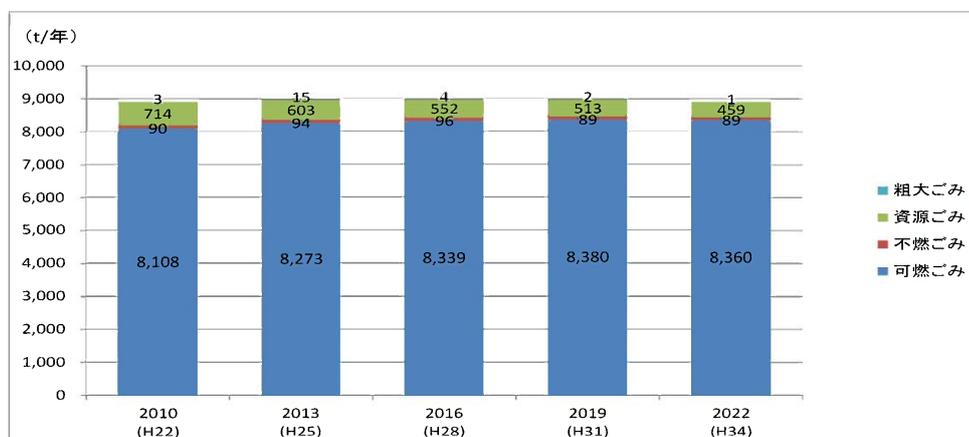


図 5-1 収集・運搬量の将来推計

## (2) 中間処理計画

中間処理は、分別収集で分別された資源ごみや、粗大ごみ中の金属等を、それぞれ資源化を図りながら減量・減容処理を実施します。

### ① 運営・管理体制

中間処理の運転管理は、小野加東加西環境施設事務組合および民間処理施設で行います。

### ② 中間処理対象ごみおよび処理方法

施設の処理対象物は、処理フローの図5-2に示すとおりとします。

#### ごみ処理フロー 全地域

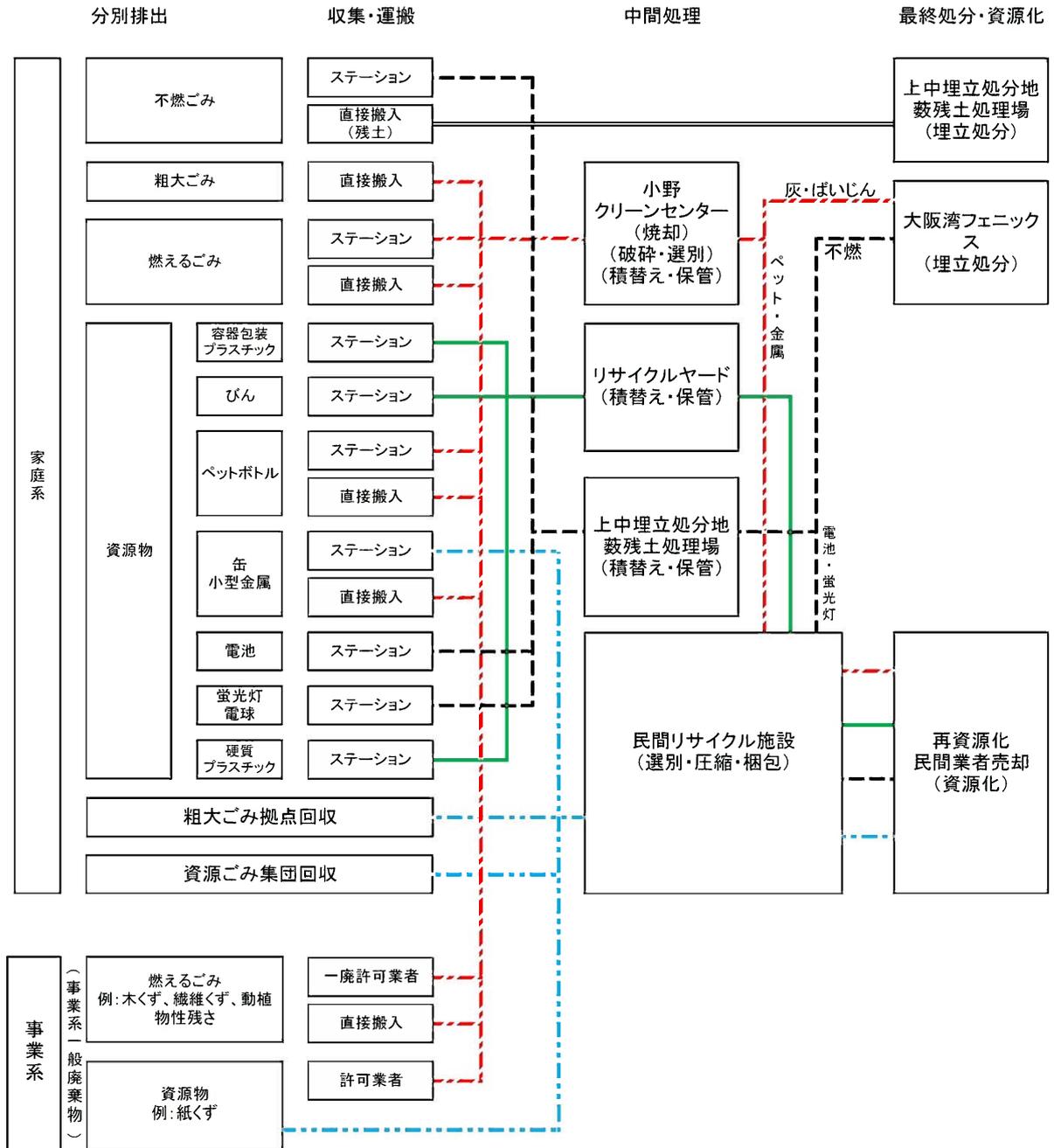


図 5-2 全地域の将来のごみ処理フロー

### ③ 中間処理量

将来の中間処理量は図5-3に示すとおりです。

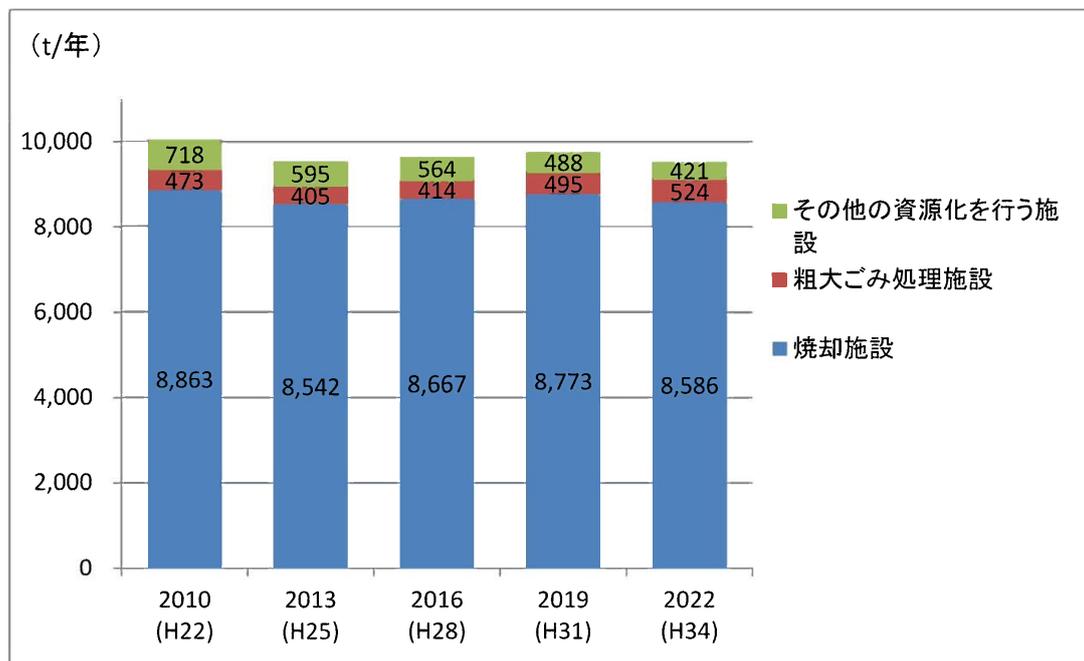


図5-3 中間処理量の将来推計

### (3) 最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ、自然へ還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

#### ① 運営・管理体制

運営・管理体制は、現状どおり、市が主体となり行います。小野加東加西環境施設事務組合から発生する灰・ばいじん等の埋立処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターにより行っており、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立状況をもつつ、必要に応じて体制の見直しも検討します。

#### ② 最終処分対象ごみおよび処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て、最終的に残ったごみで、資源化、減量（容）化することが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、不燃ごみの直接埋立物、ごみ焼却施設（小野クリーンセンター）からの焼却灰、粗大ごみ処理施設からの不燃物です。

#### ③ 埋立処分量

将来の埋立処分量は図5-4に示すとおりです。埋立処分量は、2022（平成34）年度には1,196tとなります。

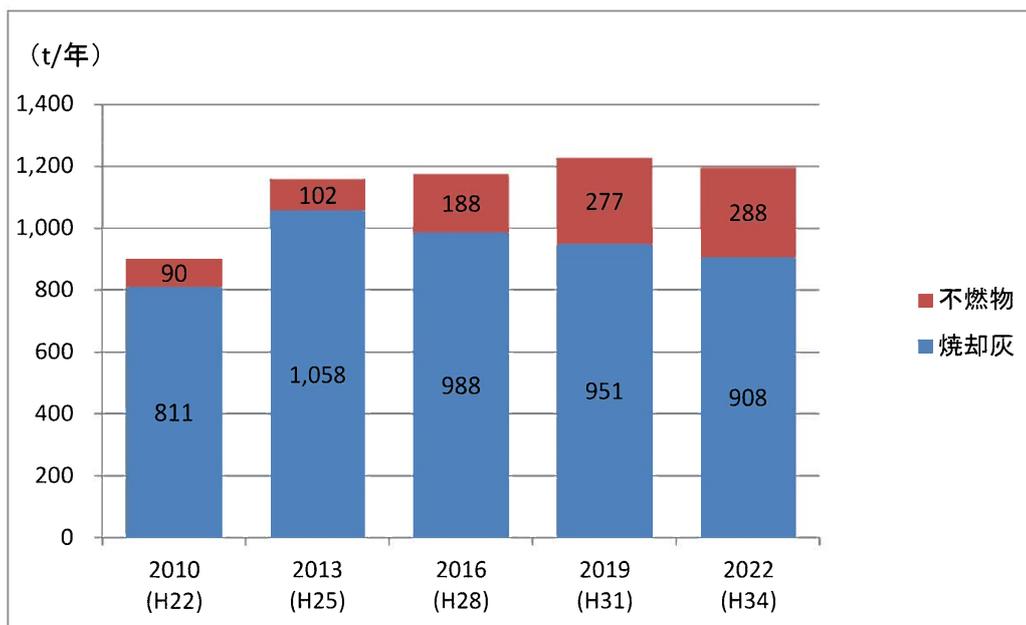


図5-4 埋立処分量の将来推計

#### 4 ごみの処理施設の整備に関する事項

中間処理は、小野加東加西環境施設事務組合が主体となっており、最終処分は、市および大阪湾広域臨海環境整備センターが行っています。以下に本計画期間中における整備計画を示します。

##### ① 中間処理施設

小野加東加西環境施設事務組合では、ごみ焼却施設とリサイクル施設(粗大ごみ処理施設、リサイクル施設)を有しています。稼動状況は、施設の供用開始時期についてみると、ごみ焼却施設は稼動開始が1989(平成元)年4月で稼動後29年が経過し、リサイクル施設は1999(平成11)年2月稼動開始で稼動後20年が経過しています。

##### ② 最終処分場

不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っています。ガレキ類は「上中埋立処分地」および「藪残土処理場」において埋立処分を行っていますが、施設の長期利用を確保するため、ごみの減量化・減容化に努めていく必要があります。

小野加東加西環境施設事務組合から排出される焼却残渣の埋立処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて行っており、大阪湾広域臨海環境整備センターの動向を見据え、延命化に向けて、減量化・資源化に努めます。

#### 5 その他ごみの処理に関し必要な事項

##### (1) 保健衛生推進協議会の運営

市のごみ減量化・資源化および適正処理の推進に関して審議するため、「加東市保健衛生推進協議会」を設置しています。

これまでも、容器包装廃棄物などの分別収集のあり方などについて審議していただき、現在

の容器包装リサイクル法に対応した分別収集体制の確立などを市のごみ処理施策に反映してきました。

今後も、市の廃棄物施策の在り方についての協議とともに、ごみの排出・処理量およびリサイクル率など、本計画の進行管理も行います。

## (2) 保健衛生推進委員の役割

一般廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策への協力を行う保健衛生推進委員は、ごみの減量化と地域環境美化の推進に関するリーダー役として位置づけられ、容器包装リサイクル法などに基づく分別収集を行ううえでも重要な役割を担うものであります。

今後、廃棄物の分別区分の見直しなどの資源化・減量化施策を展開する際に、保健衛生推進委員の果たす役割は重要であると考えます。

## (3) 不適正処理および不法投棄対策

安全・清潔で快適な環境を築き、違法行為を許さない状況をつくっていくために「早期発見・早期撤去・悪質者の厳重対処」の方針により対応します。

### ① 監視体制の充実

市内パトロールを行い、監視や早期発見・早期撤去に努め、不法投棄の未然防止を図ります。

### ② 土地所有者への協力要請、責務

空き地などの土地所有者や管理者は、不法投棄されないように、所有地・管理地には、柵の設置等により投棄者の侵入を防止することが必要です。また、不法投棄によるごみは、土地所有者や管理者の責任において適切に処理、処分する責務があります。

### ③ 効率的な対応

関係部局との連携を図りながら効率的に対応します。また、悪質者に対しては警察と連携し、厳正に対応します。

### ④ 啓発の推進

広報などにより、ごみの適正な処理についての協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

### ⑤ 広域的な対応

不法投棄は、山間や河川部など、市域を超え発生し、周辺自治体と連携し対応することが必要となっています。また、市単独の対応だけでなく、県、警察および市民の組織的な協力も不可欠であり、情報の共有と情報交換を進めます。

## (4) 災害廃棄物対策

ここでいう災害は、本市において被害が大きく計画的な廃棄物の処理が必要となる地震及び水害とします。

### ① 対象廃棄物

加東市で、地震および水害時に発生する対象廃棄物は、以下に示すものとなります。

ガレキ：被災家屋撤去に伴うコンクリートがら、廃木材など

粗大ごみ：災害により発生する廃家財などの粗大ごみ

② 建物被害想定

地震、水害それぞれ被害の特性は異なりますが、ここでは被害が最大規模と推定されている山崎断層地震発生時の想定数値を基に表5-4に示すとおり設定します。

山崎断層地震（主部南東部・草谷断層）による被害想定 (単位：棟)

区分	全壊建物数	半壊建物数	計
加東市	4,271	5,860	10,131

資料：加東市（加東市地域防災計画）

表5-4 建物被害棟数

③ ガレキ発生量

災害時、特に地震災害においては、建物の倒壊によりガレキが多量に発生するため、被災地からの早急な撤去、処理が求められます。なお、災害時には通行上の障害となるガレキも発生が想定されるため、これらのガレキを優先的に処理するものとします。

震災被害によるガレキ発生量は、「震災廃棄物対策指針（旧厚生省 平成10年10月）」を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみの発生量等を推定しております。ガレキ発生量原単位は表5-6に示すとおりとします。

震災廃棄物発生推定量（山崎断層地震（大原・土万・安富・主部南東部）の場合）

地域	木造建物 全壊（棟）	非木造建物 大破（棟）	ガレキ量（t）	
			可燃系	不燃系
加東市	1,481	0	34,622	89,588

※ 算定条件は次のとおりです。

資料：加東市（加東市地域防災計画）

- ・解体棟数：木造「全壊数」、非木造「大破数」
- ・1棟当たり延床面積（㎡）：木造120.5、非木造65.6（平成15年住宅・土地統計調査確報集計結果 兵庫県 第7表より算定 全県版 対象は住宅のみ）

表5-5 ガレキ発生量

兵庫県南部地震 (単位：t/m<sup>2</sup>)

区分	可燃系	不燃系
木造	0.194	0.502
非木造	0.12	0.907

資料：加東市（加東市地域防災計画）

表5-6 ガレキ発生量原単位

④ 処理実施計画の作成

災害発生時においても廃棄物処理を継続するため、収集及び処理に必要な資材、電気、搬入路も含め各施設の被害状況を調査します。また、民間廃棄物処理業者の施設被害調査も併せて行います。

被災の状況は、加東市地域防災計画（地震災害対策計画）に定める被災住宅等の調査により確認します。

上記調査確認結果より実際の被害状況を確認し、関係機関との調整および実施計画の作成

を早急に実施します。

⑤ 災害廃棄物の収集

災害廃棄物（建物、工作物の解体物を除く。）の収集運搬は、市内に所在する一般廃棄物の収集運搬許可をもつ業者と建設業者に協力を依頼し、人員、車両を確保します。また、排出、収集段階でできる限りの分別を行い、搬入先における選別作業の負担を少なくするよう努めます。

被災建物および工作物の解体物の収集運搬については、原則として所有者、管理者が自ら行うものとしませんが、災害復旧を進める上で必要と認められる場合は、公費による収集運搬を行います。

⑥ 災害廃棄物の保管

処分の体制が整うまでの一時保管場所および作業用地として10,000m<sup>2</sup>以上を目標に、加東市の設置する最終処分場の埋立済み部分などで確保します。

⑦ 災害廃棄物の分別

分別作業場所は、保管場所隣接地に確保し、集められた廃棄物は重機により大まかな破碎を行ったあと、木類、可燃物、金属類、コンクリート、ガレキの5種に分別をします。大型木類の処理については、一般廃棄物の破碎、資源化ができる処理業者への直接持ち込みで行います。

⑧ 災害廃棄物の処分

分別を行った廃棄物については、それぞれの処分先に早期に搬入します。可燃物については、焼却施設の状況にもよりますが焼却とし、能力不足の場合は災害時の協定に基づき、県内他団体の焼却施設に協力を求めます。埋立処分対象物については、復興後の最終処分場利用にも配慮して、埋立処分は極力少なくすることとし、再生利用可能物は適正に再生できるよう受け入れ先の確保に努めます。

⑨ 通常の生活に伴う一般廃棄物

通常の生活に伴う一般廃棄物については、以下に示すとおりとします。

	作業内容
収集	災害後のごみ収集は通常時と同様の体制を確保することが困難であるため、すべての収集体制を見直すものとし、暫定の分別区分、排出方法、集積場所、収集日を設定します。集積場所は、行政区等、公共施設管理者と協議します。
処理・処分	可燃ごみ：ごみ焼却施設で焼却とします。 処理能力不足の場合には災害ごみの可燃ごみと同様、災害時の協定に基づき、県内他団体の焼却施設にも協力を要請します。 直接埋立処分については容量、衛生面から極力避けるものとします。 不燃ごみ：災害廃棄物の処理を優先するため、不燃ごみの選別を一時停止し、仮置き場等に一時保管したのち、状況を見て金属の除去など、可能な範囲で埋立量の減量を図るものとします。 びん・缶：災害廃棄物の処理を優先するため、びん・缶の選別は一時的に項目の削減を行うか、若しくは一時中止とします。 粗大ごみ：災害廃棄物と合わせて処分します。

⑩ 市民への周知

災害発生後は、全ての面において混乱が予想されることから、ごみの排出方法については変更の都度、正確に市民に伝達するよう努めます。伝達は、チラシ、文書その他、広報車の巡回やマスメディアへの依頼も行います。

⑪ 広域処理体制

災害時において、廃棄物の収集および処分が困難となるおそれがある場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書（2005（平成17）年9月1日）」に基づき、自治体に処理の協力を要請します。

小野加東加西環境施設事務組合の稼働不能となる大きな被害が発生した場合は、近隣の自治体でも同様の被害が発生していると考えられるため、廃棄物処理施設の被害状況のとりまとめを行う県との連絡体制を整え、加東市の状況報告と県下の被災状況についての情報収集を行い、広域的な処理体制により対応します。

（5）事業者の協力

事業所から排出されるごみについて、減量化・資源化の促進と適正排出の徹底を推進します。

- ① 発生源における排出抑制
- ② 事業者・販売店で容器包装の排出（発生）抑制
- ③ 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
- ④ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

（6）計画実施スケジュール

計画実施スケジュールを、表5-7 に示します。

継 続		中 期 (2013(H25)～ 2017(H29))	目 標 (2018(H30)～ 2022(H34))
排出抑制 ・資源化	・分別の徹底 ・広報啓発の推進 ・環境教育の充実 ・助成制度の継続	・資源ごみ拠点回収の推進	・事業系ごみの減量推進
収集運搬	・直営および委託による収集運搬の継続		・効率的な収集運搬体制の確立
中間処理	・減量(容)化の推進		
最終処分	・減量(容)化の推進	・上中埋立処分地用地買収	
その他	・不法投棄対策の推進	・出前講座の充実	・災害廃棄物対策の推進

表 5-7 計画実施スケジュール

## 第6章 フォローアップ

### 1 計画の周知

---

計画の推進にあたっては、市民、事業者との情報を共有するため、各施策の成果や進捗状況を毎年度「加東市一般廃棄物概要」や広報等で公表し、周知を図ります。

### 2 計画の進行管理

---

#### (1) 年度ごとの一般廃棄物処理実施計画の策定

「ごみ処理基本計画」が10年の長期計画であるのに対し、各年度の計画として「ごみ処理実施計画」を策定する必要があります。

ごみ処理実施計画では、以下のような内容について具体的な計画を作成します。

##### ① 処理計画量の見込み

現時点での収集・運搬、処理・処分形態での排出量、処理・処分量のデータは、2010（平成22）年度のみとなっているため、各年度データの蓄積毎に処理計画量を見直します。

##### ② 排出抑制および適正処理に関する方策

##### ③ 収集・運搬計画

##### ④ 中間処理計画

##### ⑤ 最終処分計画

#### (2) 進捗状況のフォローアップ

施策の推進にあたっては、進捗状況を3年毎に把握し、社会情勢の変化などにもすばやい対応と、新たな視点での施策展開が求められることも考えられます。

これらのことを的確に判断し、効率的・効果的な施策展開を図るため、進捗状況のフォローアップにより、各種施策の検討・推進、評価および検証等を行います。

### 3 計画の見直し

---

年度ごとの「ごみ処理実施計画」および「進捗状況のフォローアップ」の状況を踏まえ、毎年計画の点検を行います。フォローアップ等で問題が生じた場合には、状況に応じて見直します。計画の見直しは、以下のような内容について行います。

##### ① 処理計画量の見込み

##### ② 排出抑制および適正処理に関する方策

##### ③ 収集・運搬計画

##### ④ 中間処理計画

##### ⑤ 最終処分計画